

江戸川区立くすのきカルチャーセンター利用申請書

※ 年 月 日

江戸川区社会福祉協議会会長殿

下記のとおり利用を申し込みます。

申請者	名称(団体名)	※					
	氏名 (代表者名)	※		当日責任者	氏名	※	
	住所	※			住所	※	
	電話	※			電話	※	
利用目的		※		利用施設	_____くすのきカルチャーセンター 会議室・教室		
看板の表示		※				予定人数	※ 人
No.	利用日	時間				使用料	
	※ 年 月 日 ()	※ 午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分				※ 時間	※ 円
	年 月 日 ()	午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分				時間	円
	年 月 日 ()	午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分				時間	円
使用料区分	※ 普通・減額 (割 分) ・免除		合計		※ 時間	※ 円	

使用料減額・免除願	
上記の利用について、使用料の減額・免除を申請します。 申請者氏名 ※ _____	
減免の理由	※ 江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例施行規則第7条第1項第 _____ 号による 使用料の [減 額 (割 分) ・ 免 除] ※いずれかに○
団体登録番号	※ 第 _____ 号 少年・青年・熟年・障害者・文化

利 用 承 認 書	
上記の利用申込みを承認します。	
江戸川区社会福祉協議会会長	

施設使用料 領 収 書	様	領収印
	施設使用料 円	
	上記使用料を領収しました。	

※印の欄に御記入ください。

受付	担当	主査	所長

利用についてのご注意

1. 施設の利用については、すべて係員の指示に従ってください。
2. この利用承認書は、利用当日必ず事務室受付に提示してください。
夜間利用の場合は、機械警備のため自主管理となります。午後5時までには必ず事務室受付へおこしてください。
3. 利用日時の変更はできません。
4. 利用権を他人にゆずったり、貸したりすることはできません。
5. 納めた使用料は、原則としてお返しできませんのでご了承ください。
6. 利用目的、利用条件以外での利用は、承認を取消することがあります。
7. 利用時間には、準備と後片付けに要する時間も含まれています。
時間内に設備をもとの状態にもどしてください。
8. 利用中に施設その他の器具等をこわしたり、なくしたりしたときは、
相当額の弁償をしていただきます。
9. 火気の取り扱いについては特に注意し、定められた場所以外での使用
は固くお断りします。
10. 施設内はすべて禁煙となっています。
11. 駐車場はありません。お車での来場はご遠慮ください。
12. ご利用の際に出たゴミは、お持ち帰りください。

お問い合わせ

- 江戸川区立中央くすのきカルチャーセンター
〒132-0032 江戸川区西小松川町34-1
TEL (3652) 3911
- 江戸川区立葛西くすのきカルチャーセンター
〒134-0082 宇喜田町191番地
TEL (3686) 5898